



2026年5月13日

各 位

会 社 名 u n b a n k e d株式会社
代表者名 代表取締役社長 安達 哲也
(コード: 8746 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 七條 利明
電話番号 03-6456-2670(代表)

(開示事項の経過) 臨時株主総会の開催日時及び場所、付議議案並びに株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、2026年3月18日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2026年4月10日を基準日に設定し、2026年6月1日に臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）を開催する予定である旨のお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時及び場所、付議議案並びに株主提案に対する当社取締役会の意見について、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催日時及び場所

- (1) 開催日時 2026年6月5日（金曜日）午前10時
- (2) 開催場所 東京都渋谷区二丁目22番3号 渋谷東口ビル4階
TKP ガーデンシティ渋谷 カンファレンスルーム4B

なお、本臨時株主総会は2026年6月1日（月曜日）に開催する予定でしたが、会社側及び株主側の双方が委任状勧誘をすることが想定される状況にありました。そのため、議決権行使書・委任状の集計に万全の体制で臨む必要が生じたことから、当日に立ち会う複数の関係者と協議した結果、当日の集計を円滑に行うには、前日が休日にあたると不都合が生じるとの結論に至りました。そこで、会場及び関係者と最短でのスケジュール調整をはかりましたが、やむを得ず、2026年6月5日（金曜日）の開催となりました。

2. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

(会社提案)

- 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）7名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

(株主提案)

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名全員の解任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名全員の解任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件

第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

3. 付議議案の内容について

会社提案の議案（第1号議案～第2号議案）の詳細につきましては、本日付「代表取締役の異動並びに取締役（監査等委員である者を除く。）候補者及び監査等委員である取締役候補者の選任に関するお知らせ」をご覧ください。

また、株主提案の議案（第3号議案～第6号議案）の詳細につきましては、2026年1月30日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」をご覧ください。

なお、2026年3月18日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、「付議予定の議案の内容は、Akatsuki Capital Works 株式会社の臨時株主総会の招集請求書に記載されたもの」としておりましたが、取締役会で再度検討した結果、株主主導ではなく、会社自らの意思による経営体制の刷新が必要であると判断し、付議議案に会社提案の議案を加えることといたしました。

4. 株主提案に対する当社取締役会の意見

提案株主様である Akatsuki Capital Works 株式会社（以下、「Akatsuki」といいます。）は、2025年12月24日付「売上債権に対する貸倒引当金の計上見込みに関するお知らせ」の開示後に、2025年12月24日に開催予定であった臨時株主総会を中止した理由は、現経営陣の保身のために不都合な事実を隠すことにあると疑わざるを得ない状況にあるとして、現取締役5名全員の解任および役員の入替を提案しております。

しかしながら、2026年3月2日付「調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、調査委員会の調査報告書において、売上債権13億4,000万円の未回収が発生した取引（以下「本件取引」といいます。）は、Akatsuki の「オーナー」なる人物が、Akatsuki が派遣した人物を通じて当社に提案し、実行させたものであり、Akatsuki 側の主導の下で行われたものであると認められております。

また、Akatsuki による今回の株主提案は、当社が Akatsuki 等に対して本件取引に関し民事上・刑事上の責任を追及せざるを得ない旨通知し、この通知のわずか8日後に行われたものです。

2026年2月13日に、東京地方裁判所の仮差押命令申立事件で当社の Akatsuki に対する損害賠償請求権を被保全権利とする仮差押決定が出されております。

なお、当社は、2026年2月27日に東京地方裁判所に Akatsuki 等に対する損害賠償請求訴訟を提起しておりますし、また、捜査機関への相談を開始しております。

以上の理由により、Akatsuki の株主提案の全てに対して、当社取締役会は「反対」いたします。

以上